

改正会社法の主なポイント

改正会社法が2021年3月1日に施行されました。

今回の会社法の改正は、会社をめぐる社会経済情勢の変化に鑑み、株主総会の運営および取締役の職務の一層の適正化等を図ることを目的とするものです。

本改正により、日本企業のコーポレート・ガバナンスの更なる向上が見込まれます。また、日本企業の競争力、日本企業に対する内外の投資家からの信頼がさらに高まることも期待されています。

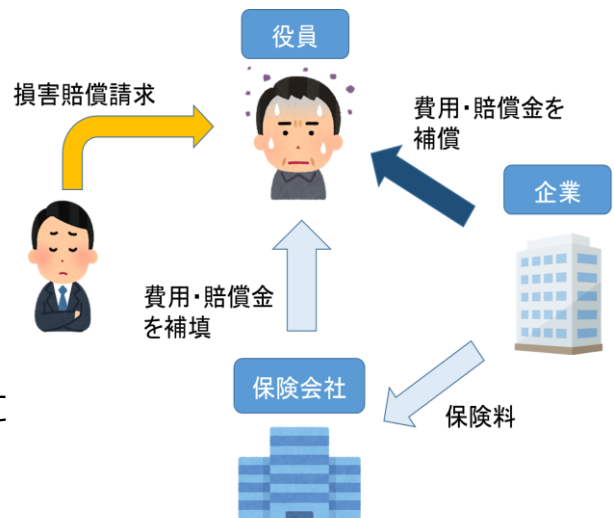
1. 役員に対する賠償金等を会社が補償できるようになりました

○取締役等への補償契約

役員等が、業務の遂行における過失により他人に経済的な損失を与えたとの理由で、第三者から訴えられたときなどに、会社が一定の範囲の弁護士費用や賠償金の補償契約を締結する場合、取締役会での決議を必要とするなど手続きが明確化されました。

また、企業が、役員等が負担する損害賠償金などを填補する保険（いわゆるD&O保険）に加入する場合も取締役会での決議を必要とするなど手続きが明確化されました。

中小企業においても、会社補償（役員に対する責任の追及に係る請求に対処するための費用等を会社が補償すること）や役員等賠償責任保険を利用することにより、役員となる人材の確保に寄与することが期待されています。



2. 株主総会の決議事項に、株式等の数の付与上限が追加されました

○取締役の金銭でない報酬等に関する規律の見直し

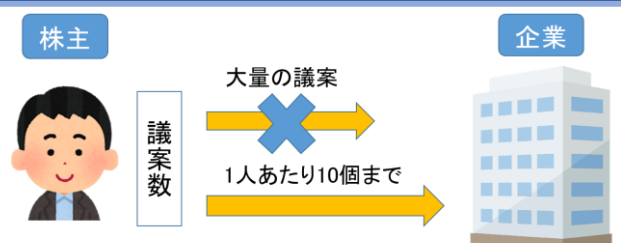
取締役の報酬として、株式または新株予約権を付与しようとする場合には、定款または株主総会の決議により「株式または新株予約権の数の上限」を定めなければならない。会社は、株主総会に提出する取締役の報酬に関する議案が適正なものであることを株主総会で説明しなければなりません。

中小企業においても、報酬として株式または新株予約権を与える場合は、決議が漏れないよう注意が必要です。

3. 株主提案権は1人10個までになりました

○株主提案権の制限

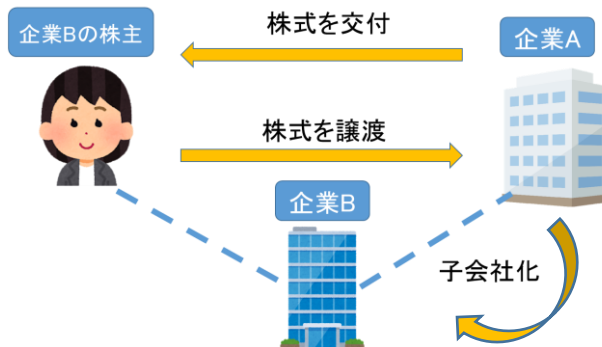
濫用的な株主提案権の行使を制限するため、株主があらかじめ提案できる議案数は1人当たり10個までとなりました。



4. その他の改正内容

○株式交付制度の創設

- ・M&A（合併・買収）の手法に「株式交付制度」が加わりました。株式会社が他社を新たに子会社とするときに、完全子会社にしない場合でも、自社株を使えるようになります。親子会社に再編する手法の選択肢が広がり、スタートアップや事業承継などの場面で、手元に資金のない企業でもM&Aがしやすくなりました。



【株式交付とは？】

企業Aが企業Bを子会社とするために、企業Bの株式を譲り受け、その譲渡人に対して企業Aの株式を交付すること

○議決権行使書面の閲覧等

- ・株主による議決権行使書面の閲覧・謄写請求を拒絶することができる場合が明確化されました。

以下の内容については2022年中の施行を予定しています

株主総会資料の電子提供制度が創設されます

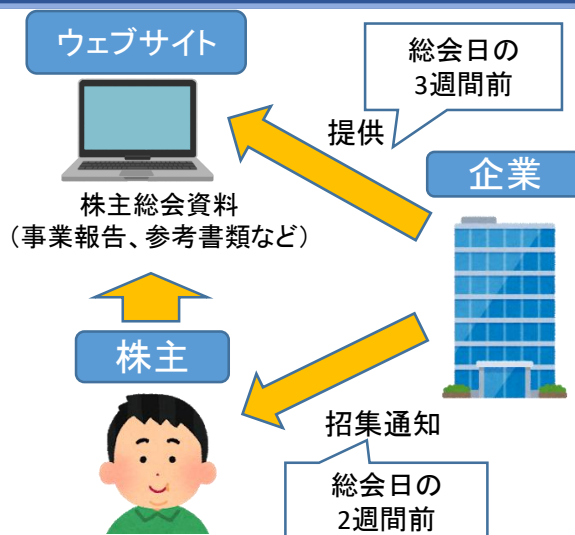
○株主総会資料の電子提供制度

株主総会に関する以下の資料は、定款の変更を行えば、インターネットで提供できるようになります。

- ・株主総会参考書類
- ・議決権行使書面
- ・計算書類・事業報告
- ・連結計算書類

企業は、印刷や発送などのコストを削減できるほか、内容の充実、資料提供のスピードを早めることができます。

※インターネットを利用することが困難な株主は、株式会社に対し、株主総会資料に記載すべき事項を記載した書面の交付を請求することができます。



支店の所在地における登記の廃止

会社が支店を設置する際、本社所在地で登記をすれば、支店所在地における登記が不要となります。中小企業においても、支店を出す際に支店所在地での登記が不要となり、手間とコストが軽減されます。

もっと詳しく知りたい方は

○以下、法務省のウェブサイトで解説、条文等をご確認ください

【法務省:会社法の一部を改正する法律について】

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00001.html

※このチラシは法令改正情報を早期に会員企業に提供する目的で配布しております。多岐に渡る改正を全ては網羅しておらず、正確さよりも分かりやすさを優先した箇所もあります。実際の法的対応を取られる前に、最新法令をご参照のうえ、個社の状況に応じて法律の専門家にご相談されることをお勧めします。なお、本チラシを利用されたことに起因、または関連して生じた損害(間接的、直接的を問わず)について、当商工会議所は一切の責任を負いませんので、あらかじめご了承ください。